

水道料金及び下水道使用料の適正化について

答 申

平成23年8月12日

氷見市上下水道事業運営審議会

平成23年8月12日

氷見市長 堂 故 茂 様

氷見市上下水道事業運営審議会
会長 奥 川 光 治

水道料金及び下水道使用料の適正化について（答申）

平成23年4月18日付け上第15号及び下第33号で諮問のありました「水道料金及び下水道使用料の適正化について」に関し、当審議会にて検討・審議を重ねた結果を次のとおり答申します。

1、水道料金について

(1) 水道施設の現状と課題

昭和27年の供給開始以来、給水量の増加等による富山県西部水道用水供給事業からの受水や中山間地の水道未普及地域を解消のため、これまでに5次にわたる拡張事業を行い、平成21年度末で簡易水道を含め総管路延長は440.3km、給水区域は105.9km²に達しており普及率は89.4%となっている。

本市の地形的な特徴から、配水池、加圧場等が61箇所と他市に比べて非常に多く、給水人口に比べ施設規模は過大となっている。

供給開始時の施設・管路等は、整備から約40年を経過しており、今後耐用年数を超えるものが増加することから、事業を存続させるため計画的な更新を行っていく必要がある。

耐震化についても、配水池の耐震化は皆無であり、基幹管路では耐震化率が3.5%とほとんど進んでいない現状である。3月の東日本大震災の発生に鑑み、上田子浄水場の補強工事や老朽管の耐震化は事業の根幹に係わる部分であり早急に着手すべきものと考ええる。

有収率は平成22年度で81.8%と年々減少しているが、その原因の一つとして管路からの漏水が考えられることから、漏水修繕費用の軽減を図るためにも、漏水防止対策を進める必要がある。

(2) 水道事業会計の現状

平成21年度にようやく収益的収支において累積欠損金を解消しており約1億2千万円の純利益を計上している。これは平成20年3月の県企業局との受水協定の見直しによる受水費の縮減及び平成19年度から実施してきた企業債の繰上償還による利息負担の軽減によるものと考えられるが、これまで行ってきた職員数の削減や収納業務の民間委託など経営改善に因るものも大きいと考える。

(3) 今後の水道事業の見通し

平成22年度では、それまで約1億円あった高料金対策補助金がなくなった一方で、猛暑の影響による給水収益の増や企業

債利息の減等により収益的収支で約9,400万円の黒字を前年に引き続き計上した。

受水費についても、平成22年3月の県企業局との受水協定の見直しにより平成23年4月分から約5,900万円の縮減となっており、現状では経営状態は良好と思われる。

しかしながら、起債残高が平成22年度末で約40億円あり、今後給水人口の減少による給水収益の減少は明らかで、さらには老朽化した施設・管路の更新や耐震化に取り組んでいく必要があることから、水道料金を現行どおり据え置いた試算でも平成33年度には収益的収支が赤字となる見通しであり、長期的経営見通しには厳しいものがある。

(4) 改定理由

水道料金についてはこれまでも健全な経営が図られるよう適切に見直しを行ってきている。

平成21年度に累積欠損金を解消したところであり、今後所要の建設改良を実施したとしてもしばらくは収益的収支が黒字で推移するものと思われることから、今回、氷見市の水道料金が県内一高いことや、平成23年度4月分から受水費が引き下げられたことを踏まえ、水道料金の改定を行うことが望ましいと考える。

(5) 改定率

水道料金を1立方メートル当たり5円引き下げる。

2、下水道使用料について

(1) 下水道整備の現状と課題

本市の下水道事業は、昭和58年に公共下水道事業の供用を開始し、今日までに、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業と併せ、公共用水域の水質保全と市民の衛生的かつ文化的な生活の向上など、公益性を重視した形で整備事業を展開してきた。

平成22年度末の整備状況は、管路延長350,661m、処理区域面積は1,327ha、処理区域内人口は、42,226人、世帯数では13,789戸と、市全体の人口の約80%にまで事業を拡大している。

しかし、現在の氷見市の財政状況や事業の経営状態から新たな区域への大規模な整備は困難であり、浄化槽整備事業など地域の特性に合わせた汚水処理事業への転換を検討する必要がある。

さらに莫大な工事費を費やして下水道施設を整備したにも関わらず、平成22年度末における、水洗化率は84.25%で、未だに2,000戸以上の世帯が未接続状態となっており、水環境の保全と併せ早期の下水道接続が強く望まれる。

施設については、マンホール等からの不明水の流入と汚水の増加で、浄化センターの処理能力は限界に近づいており、今後の保守や改修時には、汚水の100%処理は厳しく、新たな処理池の整備を検討する必要性が生じてきている。

また、施設の耐用年数の経過や老朽化も進んでおり、施設の長寿命化対策など計画的な更新事業について検討しなければならない状況となっている。

(2) 下水道経営の現状

平成22年度の使用料収入は約6億1千万円で、維持管理費における経費回収率は、事業費の抑制、人件費の削減、高金利な起債の借換え、長期継続による施設管理の包括的民間委託など様々な経営の効率化を図ったことにより、全国類似団体と比して高い水準にある。

しかし、資本費（起債の元金償還）を含む汚水処理経費全体に対しては、その5割程度しか賄えておらず、不足分については市からの繰入金に頼った事業経営となっている。

繰入金については、公費負担分として国から交付税等の措置は

受けているものの、さらに不足する分については、市が独自に財源補填を行っている状況で、この財源には下水道未整備地区の市民の負担分も含まれていることから、市民間に施設整備と税負担の不公平性が生じている。

また、これまでの施設整備事業費の起債残高は、平成22年末で131億円もあり、多額の元利償還が本事業の経営の健全化を阻む最大の要因となっている

(3) 今後の下水道事業の見通し

収支については赤字状態からの脱却や独立採算には程遠いものの、維持管理費の削減と整備事業費の縮減、起債残高の減少や水洗化率の向上に伴う使用料収入微増により、赤字ながらも今後、急激な収支の悪化は無いものと見込まれる。

しかし、社会情勢の変化による国からの交付税の変動が想定されることや、水洗化の伸び悩み、環境意識の向上による節水と人口の減少に伴う使用料収入の減が見込まれる。

また施設の長寿命化や更新、整備計画、企業会計への移行など未確定な要因も多いことから、平成27年度以降の事業状況についての見通しは立て難い状況にある。

(4) 改定理由

下水道事業の収支は市からの繰入によってバランスを保っており、市の財政への圧迫と公営企業としての独立採算制の原則、さらには未整備区域の市民との税負担における公平性の観点から、その解消のための応分の負担として使用料引き上げは必要であると言わざるを得ない。

しかし、その解消を利用者のみの負担で賄おうとした場合、下水道使用料は高額となり市民生活への影響は余りにも大き過ぎることや、公共用水域の水質保全などの環境対策や市民生活の向上など公益性を重視し社会基盤整備の一環として整備を進めた経緯もあることから、負担の全てが現在の利用者だけに転嫁されるべきものではないとも考えられる。

また本市では、約80%の市民が下水道を利用できる環境となっているが、反面、自然に恵まれた地域ほど生活排水処理対策から取り残された状態で、下水道未整備地区の市民には、個人負担での浄化槽整備をお願いしており、税負担と生活排水処理事業の

両面において市民間格差が生じている。

このことから、繰入金の減額による市の財政負担の軽減や市民間の格差の是正を目的としながらも、使用者に対しての急激な負担増を招かない範囲での使用料の改定が望ましいと考える。

(5) 改定内容

下水道使用料については、排除される汚水の種別、水量にかかわらず1立方メートル当り3円引き上げる。

3、共通事項

- (1) 改定とその施行に向けた手続きを、出来るだけ早く実施する。
- (2) 水道料金は平成20年に改定を実施したが、下水道使用料は平成5年から料金等の見直し協議が行われていない。
 今後は、当審議会に事業の運営状況等を毎年報告すると共に、富山県企業局の受水費の改定に合わせ3年毎に水道料金及び下水道使用料の適正化についての審議を行い、事業の安定した経営を目指すこと。
- (3) 料金等の改定以前の問題として、料金算定の基礎となる事業の概要や経営状況、経営努力などが市民に周知されていないことが挙げられ、当審議会においてもそのことに対する指摘が多くあった。
 これは事業者としての説明責任を十分果たしていないためであり、市民への分かりやすい説明と理解を得る努力を行うこと。
- (4) 水道料金については、水道用水供給者（富山県企業局）からの受水費の影響が大であり、今後も他市と協力し今以上に積極的な交渉を行っていくこと。
 また国の政策変更による交付税措置、補助対象の見直しなどが行われた場合は、上下水道事業の経営自体に影響を及ぼすことが想定されるため、国、県、協会など関係機関との連絡を緊密にし、情報収集能力を高めて事業経営を行うこと。

4、付帯意見

- (1) 企業誘致の観点から、大口使用者に対する水道料金の負担の軽減を図るための料金体系の検討が必要である。
- (2) 施設の更新や震災対策などを計画的に行う必要がある。これらは、安定的なサービスの提供と永続的な事業経営を確保するためのものであることから、実施にあたっては利用者に応分の負担を求めることも検討すべきである。

5、開催経過

(1) 第1回

日時：平成23年4月18日（月）午後2時～

場所：氷見市役所5階会議室

- ・委嘱状の交付
- ・会長の選出
- ・諮問：水道料金及び下水道使用料の適正化について
- ・会議録署名人の指名
- ・審議会の運営方法について
- ・上下水道事業の概要について（説明）
- ・質疑応答

(2) 第2回

日時：平成23年5月20日（金）午後2時～

場所：氷見市環境浄化センター3階会議室

- ・出席委員及び成立要件の確認及び会議録署名人の指名
- ・水道事業の現状について（説明）
- ・下水道事業の現状について（説明）
- ・質疑応答
- ・施設見学（環境浄化センター）

(3) 第3回

日時：平成23年6月22日（水）午後2時～

場所：氷見市環境浄化センター3階会議室

- ・出席委員及び成立要件の確認及び会議録署名人の指名
- ・上下水道料金の適正化について

（上水道事業）

- ① 氷見市の現状と課題
- ② 他の西部水道用水受水団体の水道料の改定状況
- ③ 建設改良事業
 - ・管路の耐震化・老朽管更新
 - ・機械電気設備更新
 - ・主要施設の耐震化と更新
- ④ 収支見通し
 - ・資本的収支、収益的収支
 - ・起債残高、内部留保資金
 - ・水需要予測

(下水道事業)

- ① 下水道事業の収支状況と事業課題
 - ・下水道事業（H17～H22）の収支状況
 - ・今後の見込み（H23～H32）の事業収支見込み
 - ・下水道事業の現状と問題点
- ② 下水道の使用料の適正化について
 - ・全国的な下水道使用料改定の背景
- ③ 使用料の適正化に向けての要点
 - ・審議及び質疑応答

(4) 第4回

日時：平成23年7月12日（火）午前9時30分～

場所：氷見市環境浄化センター3階会議室

- ・出席委員及び成立要件の確認及び会議録署名人の指名
- ・諮問事項の審議及び質疑応答
- ・答申案のとりまとめ

(5) 第5回

日時：平成23年8月12日（金）午後2時30分～

場所：氷見市役所4階会議室

- ・パブリックコメントの状況について
- ・答申書の内容の確認

6、委員名（50音順）

- ・奥川 光治（富山県立大学工学部環境工学科准教授）
- ・梶 義明（北陸税理士会高岡支部支部長）
- ・京田 賢（氷見市商工会議所専務理事）
- ・前田 利寛（氷見市自治振興委員連合会会長）
- ・屋敷 夕貴（氷見市連合婦人会会長）